

医政発第0929006号  
平成18年9月29日

(社) 日本臨床衛生検査技師会

会長 小崎 繁 昭 殿

厚生労働省医政局長



### 飲酒運転の根絶について

飲酒運転による死亡事故は、近年、減少傾向にあったが、最近の飲酒運転による死亡・重大事故の続発など、今年に入ってから事故件数は増加に転じているところである。そのため、飲酒運転に対する国民の意識改革を進め、その根絶を図るため、平成18年9月15日、中央交通安全対策会議交通対策本部において別紙「飲酒運転の根絶について」の決定がなされたところである。

貴公益法人におかれては、本決定について御了知いただき、特に下記の点に留意の上、適切に対応するよう取り計らわれない。

### 記

- 1 酒気を帯びては絶対に車両等を運転してはならない。また、同乗者は酒気を帯びた者に運転をさせてはならないこと。
- 2 酒気を帯びて運転をするおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならないこと。



## 飲酒運転の根絶について

平成18年9月15日  
中央交通安全対策会議  
交通対策本部決定

飲酒運転による死亡事故については、飲酒運転抑止に対する関係各位の取り組みと道路交通法の改正による飲酒運転の厳罰化等により、近年、減少傾向にあったが、今年に入り増加傾向に転ずるとともに、特に、最近になって、飲酒運転による死亡・重大事故が続発している。また、公務員の飲酒運転も頻発している。

このため、飲酒運転に対する国民の意識改革を進め、その根絶を図ることとし、下記の措置をとるものとする。

## 記

## 1 飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化

(1) 国及び地方公共団体は、飲酒運転の根絶に向けた活動を一層強化し、次の事項について国民への周知徹底を図るものとする。

① 酒気を帯びては絶対に車両等を運転してはならないこと、また、同乗者は酒気を帯びた者に運転をさせないこと

② 酒気帯び運転の禁止に違反して運転するおそれがある者に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならないこと

また、所属職員に対し、他の模範となるよう安全運転の指導を強化するとともに、飲酒運転に対しては同乗者を含め厳正に対処するものとする。

(2) 自動車運送事業者等に対し、関係団体等を通じて、飲酒運転の根絶について周知徹底を図る。また、酒類を提供する飲食店等に対し、関係団体等を通じて、運転者に対する酒類の提供の自粛とともに、飲酒運転をさせない取り組みについて協力を要請する。

(3) 「飲酒運転の根絶」を平成18年秋の全国交通安全運動の運動重点とするとともに、引き続き「飲酒運転は絶対にしない、させない」という国民の意識改革を図るため、広報、啓発活動を強化するものとする。

## 2 飲酒運転に対する指導取締りの徹底等

飲酒運転に対する指導取締りを強化するとともに、同乗者、酒類の提供者に対しても徹底した責任追及を行うものとする。また、飲酒運転に対す

る制裁の更なる強化について検討する。

3 飲酒運転に対する車両技術開発の検討

飲酒運転防止に係る車両の技術開発状況を把握し、実用化に向けた技術的課題の解決を図るなど、その開発方策について検討する。